



韓国知的財産権関連 年次レポート・ダイジェスト

本レポートは次の4部から構成される。

- I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報
- II. 直近1年間の注目判例の紹介・解説
- III. 直近2年間の韓国知財法制、審査実務
- IV. 日本中小企業に有益な知財権関連情報

I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報

韓国における[出願]、[登録]、[審判]、[審査処理期間]、[商標異議申立]、[無効審判]の各項目別に関連統計をまとめた。

直近5年間の傾向をみると、出願件数及び登録件数のいずれにおいても特許と商標が増加しており、特許よりも商標の方が件数が多い。この傾向はそのまま審判件数にも反映されている。審査処理期間は依然として遅延傾向にあり、その改善のため異議申立期間が短縮(2ヶ月→30日)された。異議申立件数には大きな変化はないものの、今後無効審判件数の増加等の影響が予想される。

II. 直近1年間の注目判例の紹介・解説

ここでは次の3つの判例を紹介している。

1. 既存の有名製品の原材料をそのまま使用してリフォームする行為は、商標権侵害に該当しないと判断し、原審判決を破棄差戻した事例
2. 商標の類否が問題となった事件
3. 出願商標は先使用商標の識別力を損傷させるおそれがあるとして拒絶した事例

1. は昨年紹介したルイ・ヴィトンのような有名かばんなどを専門的にリフォームしてきた業者に対し商標権侵害を認めた判決が大法院で覆された事例、2. はいくつかの単語からなる商標の場合、要部はひとつとは限らず、消費者に強い印象を与える部分が同一類似する場合、類似と判断されることを示した事例、3. は商標が極めて著名な場合、当該商標のイメージが希釈されるおそれがあるため、商品が非類似であっても拒絶される可能性が示された事例であり、韓国における権利化及びその保護に参考となる事例をまとめた。

III. 直近2年間の韓国知財法制、審査実務

韓国特許庁の“知識財産処”への昇格と、それにともない“知識財産処”が積極的に推し進めている政策を中心にまとめた。特に現在の韓国商標実務において、商標侵害紛争解決のため合理的な案としての“審判-調停連携制度”と、先行商標との類似を容易に克服可能であり、アサインバック(一時譲渡)に代わる**商標権確保のための新しいオプション**である“共存同意制”は極めて安定的に運営されており、トレンドとなっている。

1. “特許庁”の“知識財産処”昇格にとまなう、韓国商標環境の変化
2. 盾をもつ‘ミリ’と電球をもつ‘イピ’が知識財産処の顔になる
3. “共存同意制” 人気爆発…施行後6ヶ月で600余件の共存同意書受付
4. 紛争解決の合理的な案、特許審判院“審判-調停連携制度”
5. 特許情報検索もAIで…KIPRISに知能型秘書導入

IV. 日本中小企業に有益な知財権関連情報

ここでは次の5つの内容を取り上げた。

1. キャラクター会社サンリオ、知識財産処商標特別司法警察に感謝牌贈呈
2. 偽“プルダックラーメン”全世界的拡散にとまなう正品判別の重要性強化
3. 調停手続きによる韓貨1億ウォン(円貨約1000万円)損害賠償事件
4. 商品包装紙の色相と色彩商標登録して権利を保護した事例
5. AI(人工知能)を発明者として記載し特許出願することができるか

1. は韓国における商標侵害取締政策が評価された事例、2、3は商標侵害の具体例とその対策、対応方法へのヒントとなる事例を紹介した。4. はいわゆる非典型商標(色彩、立体、位置、音等)登録の実際の活用例である。5. はAI(人工知能)は発明者として認められないことが判決として示された事例であり、AIと知識財産権との今後の関係を模索する上で興味深い。

韓国における知財業務と関連して参考にしてほしい。

※ 1 P.17にあるとおり、2025年10月1日をもって韓国‘特許庁(Korean Intellectual Property Office)’は‘知識財産処(Ministry of Intellectual Property)’に昇格したため、これにもとづき本レポートにおいても‘特許庁’ではなく‘知識財産処’で表記を統一した。

※ 2 韓国では“意匠”という言葉の代わりに“デザイン”が使われており、デザイン権、デザイン出願、デザイン保護法等の表現が一般的に定着しているが、本レポート本文においては日本の実務に合わせて“意匠”で統一した。

韓国知的財産権関連 年次レポート(目次)

I . 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報	1
1. 出願統計	1
1) 韓国総出願統計	1
2) 韓国企業、公共部門、大学の権利別出願 (2025年)	2
3) 特許・商標・意匠出願上位韓国企業の現況 (2025年)	3
4) 日本国籍企業の韓国出願統計	4
5) 特許・商標・意匠出願上位日本国籍企業の現況 (2025年)	5
2. 登録統計	6
1) 韓国総登録統計	6
2) 日本国籍企業の韓国登録統計	7
3. 審判統計	8
1) 韓国総審判統計	8
2) 日本国籍企業の韓国審判統計	9
4. 審査処理期間	10
5. 商標の異議申立統計	11
6. 年度別商標無効審判請求現況	12
II . 直近1年間の注目判例の紹介・解説	13
1. 既存の有名製品の原材料をそのまま使用してリフォームする行為は、 商標権侵害に該当しないと判断し、原審判決を破棄差戻した事例	13
2. 商標の類否が問題となった事例	15
3. 出願商標が先使用商標の識別力を損傷させるおそれがあるとして拒絶した事例	16

Ⅲ. 直近2年間の韓国知財法制、審査実務	17
1. “特許庁”の“知識財産処”昇格にともなう韓国商標環境の変化	17
2. 盾をもつ‘ミリ’と電球をもつ‘イピ’が知識財産処の顔になる	17
3. “商標共存同意制” 人気爆発…施行後6ヶ月で600余件の居損同意書受付	18
4. 紛争解決の合理的方案、特許審判院“審判-調停連携制度”	19
5. 特許情報検索もAIで…KIPRISに知能型秘書導入	19
Ⅳ. 日本中小企業に有益な知財権関連情報	20
1. キャラクター会社サンリオ、知識財産処商標特別司法警察に感謝牌贈呈	20
2. 偽“プルダックラーメン”全世界的拡散にともなう正品識別の重要性強化	21
3. 調停手続による韓貨1億ウォン(円貨約1000万円)損害賠償事件	22
4. 商品包装紙の色相を色彩商標登録して権利を保護した事例	23
5. AI (人工知能)を発明者として記載し特許出願することができるか	25

韓国知的財産権関連 年次レポート

I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報

直近5年間(2025年基準)の韓国における知的財産権に関する統計情報は以下のとおりです(尚、日本中小企業の出願及び登録に関する統計資料は見つかりませんでした)。

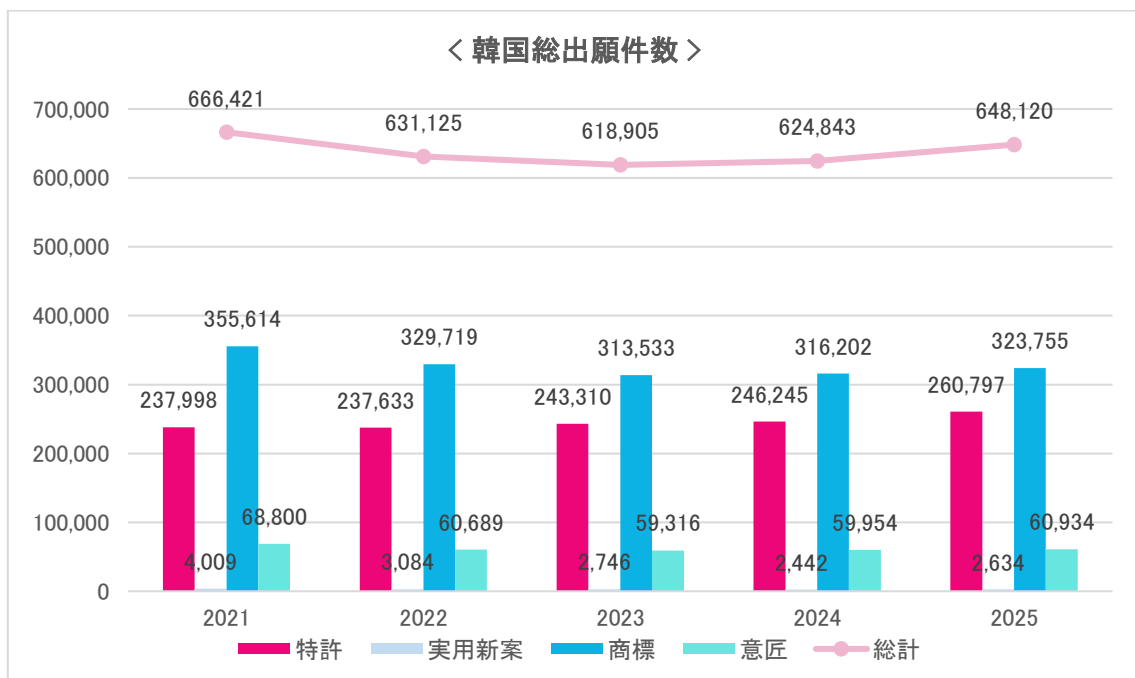
1. 出願統計

1) 韓国総出願統計

直近5年間(2021年～2025年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2021	237,998	4,009	64,787	(68,800)	285,821	(355,614)	592,615	(666,421)
2022	237,633	3,084	56,641	(60,689)	259,078	(329,719)	556,436	(631,125)
2023	243,310	2,746	55,335	(59,316)	255,209	(313,533)	556,600	(618,905)
2024	246,245	2,442	55,897	(59,954)	256,045	(316,202)	560,629	(624,843)
2025	260,797	2,634	56,631	(60,934)	261,943	(323,755)	582,005	(648,120)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



※ 複数意匠、多類商標基準

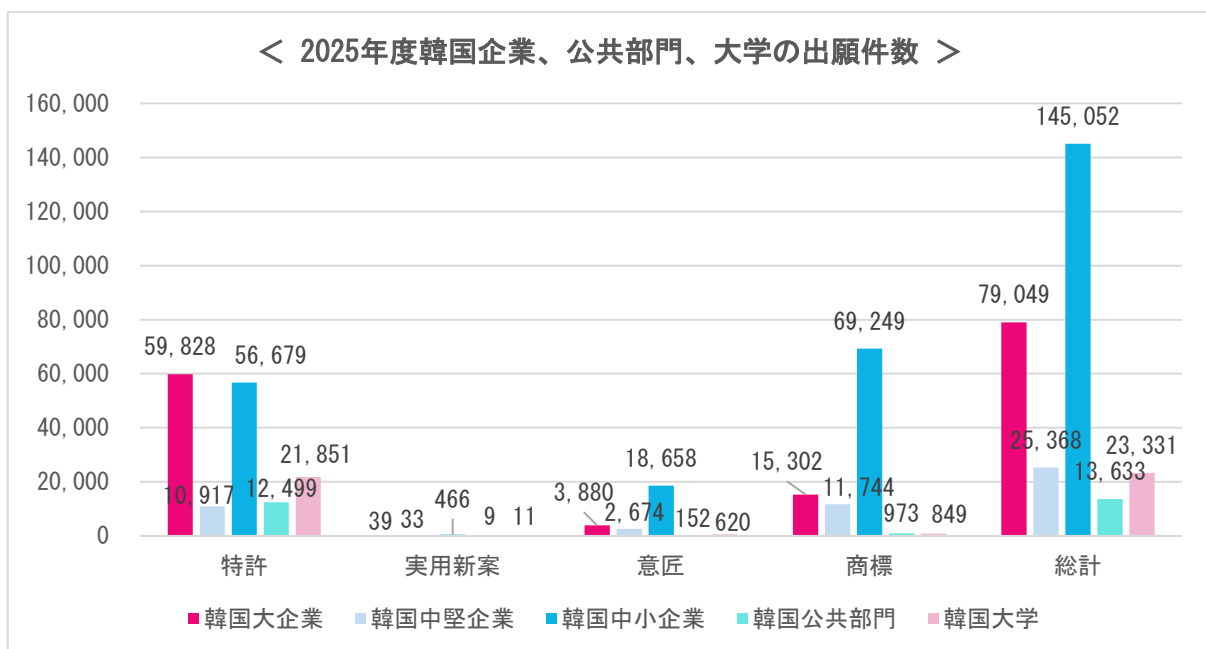
コメント：韓国内の最近5年間の出願件数統計においては、特許及び商標出願が突出しており、特許よりも商標出願の方が多く状況が続いています。特許出願は最近5年間常に増加しており、商標出願は小幅の変化はあっても年間30万件以上の出願が維持されています。2025年の特許出願は約26万件で最近5年間で最も多く、商標出願は約32万件で2023年以降再び増加傾向を見せています。

2) 韓国企業、公共部門、大学の権利別出願

■ 2025年度韓国企業、公共部門、大学の出願統計の主要内容は次のとおりです。

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国大企業	59,828	39	3,880	15,302	79,049
韓国中堅企業	10,917	33	2,674	11,744	25,368
韓国中小企業	56,679	466	18,658	69,249	145,052
韓国公共部門	12,499	9	152	973	13,633
韓国大学	21,851	11	620	849	23,331

※ 件数基準



コメント：2025年度の韓国内出願は大企業よりも中小企業が主導していることがわかります。特許出願の場合、大企業は59,828件、中小企業は56,679件で大差ありませんが、韓国内の大企業が100余社未満でしかないことを考慮すると、この出願件数は依然として非常に高い出願率であるといえます。商標出願の場合、中小企業が69,249件で圧倒的に多く、大企業の商標出願件数(15,302件)の約4.5倍の出願がありました。

3) 特許・商標・意匠出願上位韓国企業の現況（2024年）

■ 2025年の出願権利別、上位韓国企業の主要内容は次のとおりです。

[特許出願企業 上位10社] (※ 件数基準)

順位	企業名	業種	特許
1	サムスン電子	電機及び電子	13,571
2	LG 電子	電機及び電子	4,944
3	LG エナジーソリューション	二次電池	4,540
4	サムスンディスプレイ	ディスプレイ	3,383
5	現代自動車	自動車	3,371
6	サムスン SDI	二次電池	3,176
7	LG ディスプレイ	ディスプレイ	1,997
8	現代モービス	自動車部品	1,568
9	LG イノテック	電子部品	1,529
10	SK ハイニックス	電機及び電子	1,373

[商標出願企業 上位10社] (※ 件数基準)

順位	企業名	業種	商標
1	LG生活健康	化粧品・生活用品	701
2	ハイト眞露	酒類	648
3	ノルユニバース	旅行・レジャー	562
4	JYPエンターテインメント	エンターテインメント	366
5	SMエンターテインメント	エンターテインメント	259
6	COSMAX	化粧品ODM	251
7	Paris Croissant	製パン・製菓	250
8	大明建設	建設	240
9	ハナ銀行	銀行	230
10	MUSINSA ムシンサ	通信販売	229

[意匠出願企業 上位10社] (※ 件数基準)

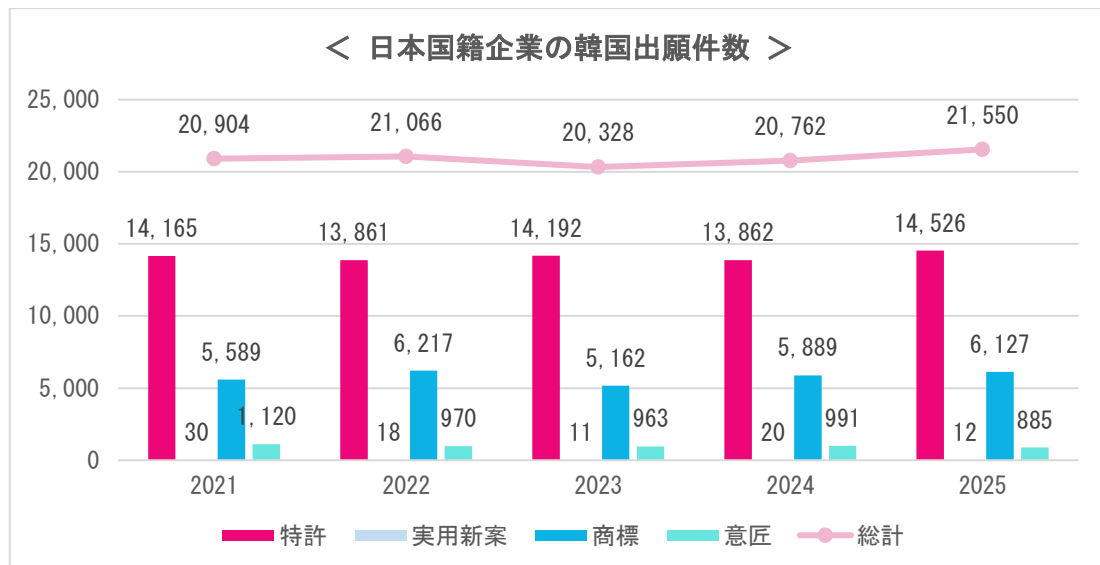
順位	企業名	業種	意匠
1	サムスン電子	電機及び電子	621
2	LG 電子	電機及び電子	589
3	IICOMBINED (Gentle Monster)	眼鏡・眼鏡レンズ	508
4	クァンギテクノロジー	通信販売	350
5	CJ	食品サービス業	341
6	現代自動車	自動車	298
7	セハン国際インターナショナル	貿易	238
8	G&Me	通信販売	236
9	プロモフル	通信販売	208
10	POPCORN & KIKI	ストッキング・靴下	190

4) 日本国籍企業の韓国出願統計

直近5年間(2021年～2025年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2021	14,165	30	825	(1,120)	2,880	(5,589)	17,900	(20,904)
2022	13,861	18	745	(970)	3,080	(6,217)	17,704	(21,066)
2023	14,192	11	776	(963)	2,723	(5,162)	17,702	(20,328)
2024	13,862	20	756	(991)	2,834	(5,889)	17,472	(20,762)
2025	14,526	12	688	(885)	3,196	(6,127)	18,422	(21,550)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



コメント：日本国籍企業の韓国出願は、特許、実用新案、意匠、商標のすべての分野において最近5年間の出願件数に大きな変動がありません。2025年度の日本国籍企業の韓国特許出願件数は計14,526件で、これは全体出願件数(21,550件)の約67%を占めており、最近5年間で最も多くの特許出願件数を記録しました。

5) 特許・商標・意匠出願上位日本国籍企業の現況（2025年）

■ 2025年の出願権利別、上位日本国籍企業の主要内容は次のとおりです。

[特許出願企業 上位10社] (※ 件数基準)

順位	企業名	業種	特許
1	東京エレクトロン	半導体製造装置	805
2	トヨタ自動車	自動車	792
3	半導体エネルギー研究所	半導体	460
4	日東電工	化学	411
5	信越化学工業	化学	391
6	JFEスチール	鉄鋼	388
7	キヤノン	電気機器	366
8	日本製鉄	鉄鋼	282
9	レゾナック	化学	281
10	SCREENホールディングス	半導体製造装置	264

[商標出願企業 上位10社] (※ 件数基準、マドリッド除く)

順位	企業名	業種	商標
1	双葉社	出版	195
2	タナクロ	アパレル	45
3	花王	生活用品	39
4	久光製薬	医薬品	34
5	小林製薬	医薬品・日用品	30
6	コスメカンパニー	化粧品	29
7	サンリオ	キャラクター・ライセンス	25
8	任天堂	ゲーム・娯楽	22
9	ABインベブジャパン	酒類(ビール)	21
10	MTG	美容機器・健康家電	16
11	アサヒグループホールディングス	食品・飲料	16

[意匠出願企業 上位10社] (※ 件数基準)

順位	企業名	業種	意匠
1	MTG	化粧品・健康用具	34
2	グローブライド	スポーツ用品	24
3	三菱電機	電気機器	19
4	タナクロ	アパレル	18
5	住友ゴム工業	ゴム製品	18
6	花王	生活用品	16
7	ファナック	電気機器	16
8	資生堂	化粧品	14
9	大日本除虫菊	生活用品	14
10	日本航空電子工業	電気機器	14

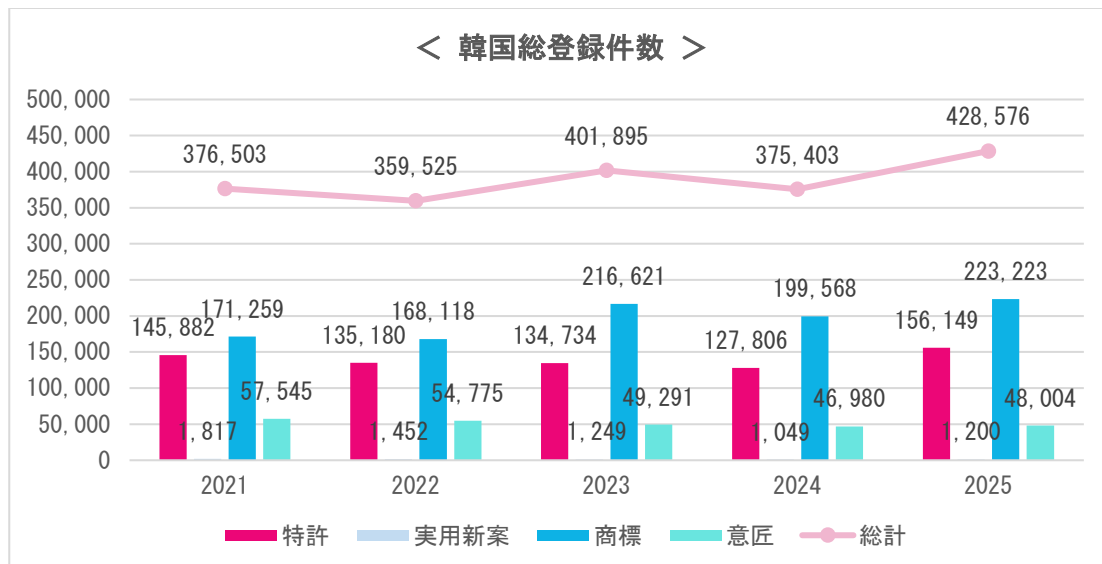
2. 登録統計

1) 韓国総登録統計

直近5年間(2021年～2025年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2021	145,882	1,817	57,545	(57,545)	136,629	(171,259)	341,873	(376,503)
2022	135,180	1,452	54,775	(54,775)	135,333	(168,118)	326,740	(359,525)
2023	134,734	1,249	49,291	(49,291)	173,989	(216,621)	359,263	(401,895)
2024	127,806	1,049	46,980	(46,980)	158,090	(199,568)	333,925	(375,403)
2025	156,149	1,200	48,004	(48,004)	180,994	(223,223)	386,347	(428,576)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



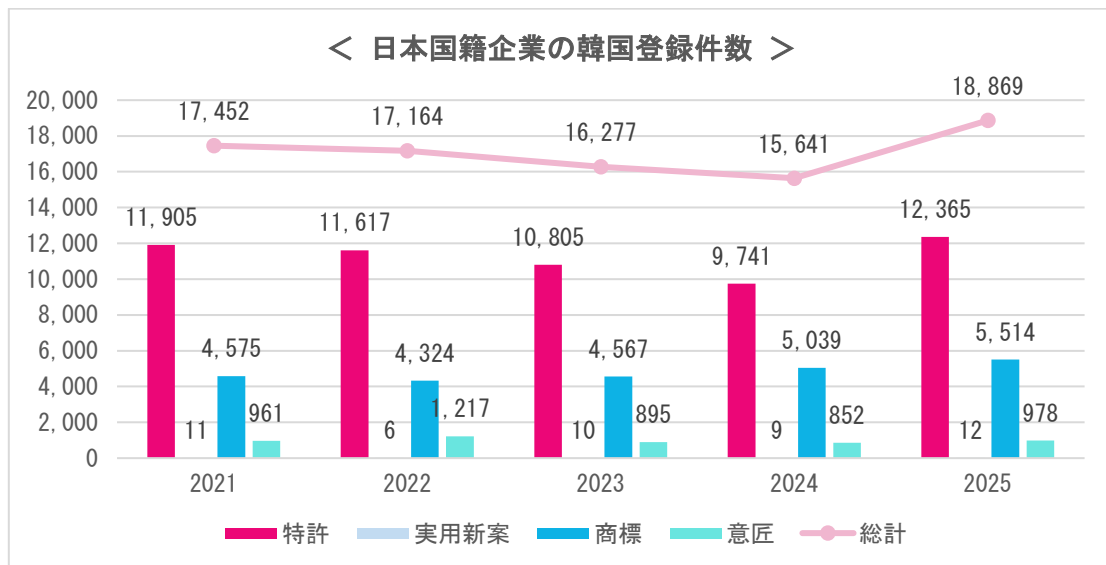
コメント：前出の最近5年間の韓国総出願件数統計において、韓国は特許及び商標出願が多く、特許よりも商標出願の方が多いう傾向にありましたが、同じ傾向が登録件数統計にも反映されています。最近5年間特許出願件数が増加傾向にあることを反映して、2025年の特許登録件数は156,149件で最近5年間で最も多い数字になりました。また、2025年の商標登録件数(多類商標基準)は223,223件で、全体登録件数(428,576件)対比50%以上を占めています。

2) 日本国籍企業の韓国登録統計

直近5年間(2021年～2025年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2021	11,905	11	961	(961)	2,269	(4,575)	15,146	(17,452)
2022	11,617	6	1,217	(1,217)	2,181	(4,324)	15,021	(17,164)
2023	10,805	10	895	(895)	2,391	(4,567)	14,101	(16,277)
2024	9,741	9	852	(852)	2,374	(5,039)	12,976	(15,641)
2025	12,365	12	978	(978)	2,699	(5,514)	16,054	(18,869)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



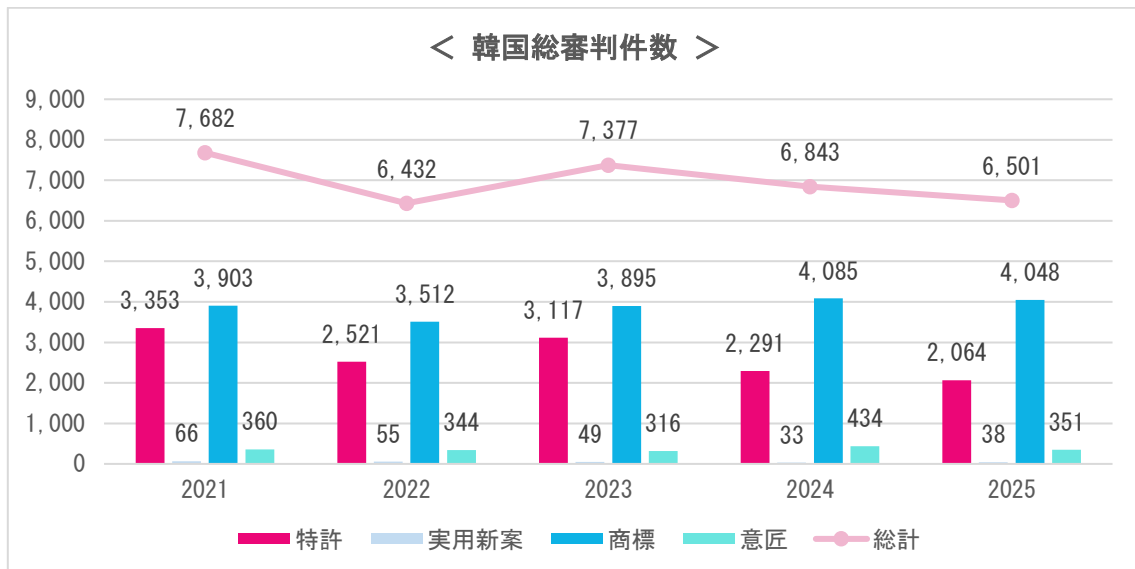
コメント：日本国籍企業の韓国登録件数統計をみると、登録件数においては最近5年間特許登録が圧倒的に多いことがわかります。特に2025年の日本企業による韓国特許登録件数は12,365件で全体登録件数(18,869件)の約66%を占めており、こうした傾向は今後当分維持されることが予想されます。

3. 審判統計

1) 韓国総審判統計

直近5年間(2021年～2025年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2021	3,353	66	360	3,903	7,682
2022	2,521	55	344	3,512	6,432
2023	3,117	49	316	3,895	7,377
2024	2,291	33	434	4,085	6,843
2025	2,064	38	351	4,048	6,501



コメント：最近5年間の韓国における審判件数統計をみると、出願及び登録統計と同様に特許及び商標関連審判が多く、特許よりも商標の方が審判件数が多いという傾向にあることが分かります。2025年度の商標審判件数は4,048件で全体審判件数(6,501件)の約62%を占め、特許審判は2,064件で全体の約32%を占めています。

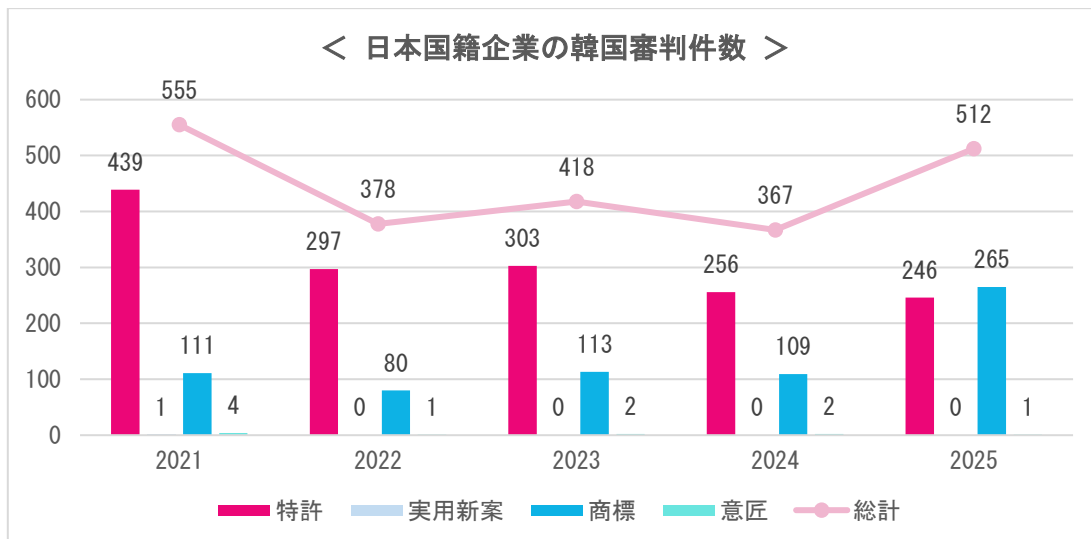
ご参考までに、2025年7月発行の知識財産処知識財産統計年簿によれば、2024年の各知財別審判の認容率は、特許：36.1%、実用新案：35.0%、意匠：48.4%、商標：70.9%でした。

2) 日本国籍企業の韓国審判統計

直近5年間(2021年～2025年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2021	439	1	4	111	555
2022	297	0	1	80	378
2023	303	0	2	113	418
2024	256	0	2	109	367
2025	246	0	1	265	512

※ 件数基準



コメント : 日本国籍企業の韓国審判件数統計をみると、ここ数年間常に特許の審判件数が最も多い傾向がありましたが、2025年には商標の審判件数が前年(109件)比2倍以上の増加(265件)を記録し特許の審判件数を上回りました。2025年の特許審判件数は246件で全体審判件数(512件)の48%を占め、商標審判件数は265件で、全体審判件数の約52%を占めています。

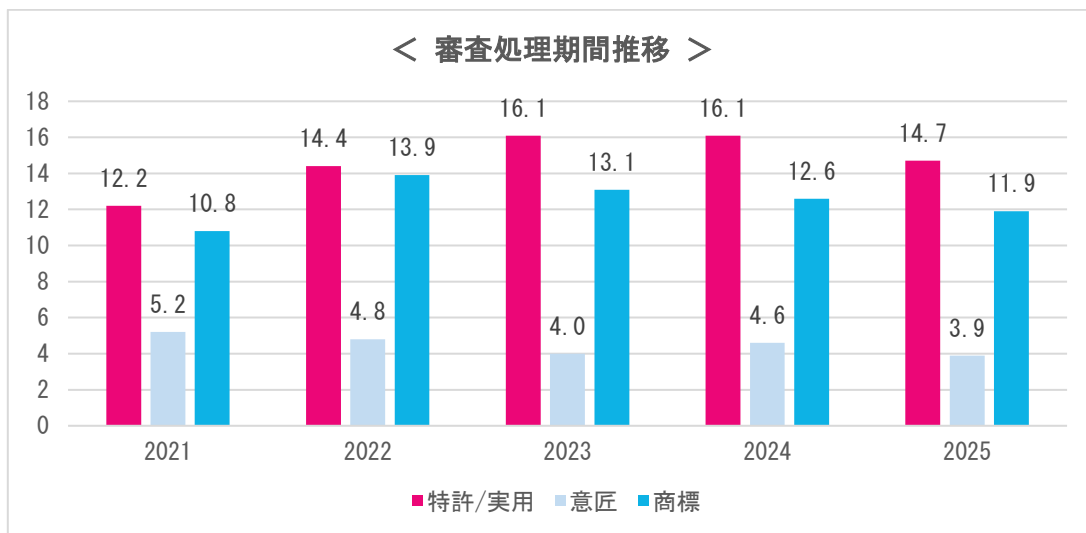
過去、日本国籍企業は他の国家に比べ先行技術調査や先行商標調査を徹底的に行い、紛争を最小化する傾向がありました。しかし、2025年には商標審判件数が急増しています。これに対する公式的な見解を確認できる資料はありませんが、インターネットショッピングサイトを中心に模倣品や偽造品が増加しており、これに積極的に対応しようとする世界的な流れに合わせて、日本国籍企業も過去とは異なり紛争に積極的な対応姿勢をみせているものと思われます。

4. 審査処理期間

直近5年間(2021年～2025年)の韓国における特許／実用新案、意匠、商標出願に対する1次審査処理期間は次のとおりです。

区分	2021	2022	2023	2024	2025
特許/実用新案	12.2	14.4	16.1	16.1	14.7
意匠	5.2	4.8	4.0	4.6	3.9
商標	10.8	13.9	13.1	12.6	11.9

*1次審査処理期間対象(単位:ヶ月)



コメント：韓国の審査処理期間は2025年に全体的に昨年対比短縮となりましたが、それでも依然として大幅な遅延傾向が続いており、その主な原因は審査官不足にもかかわらず出願件数が持続的に増加傾向にあり、審査環境が改善されていないことにあります。知識財産処は1) 優先審査一部審査基準の廃止、2) 異議申立期間の短縮等、審査期間短縮のため多様な試みをしていますが、審査期間の遅延が解消されるには至っていません。

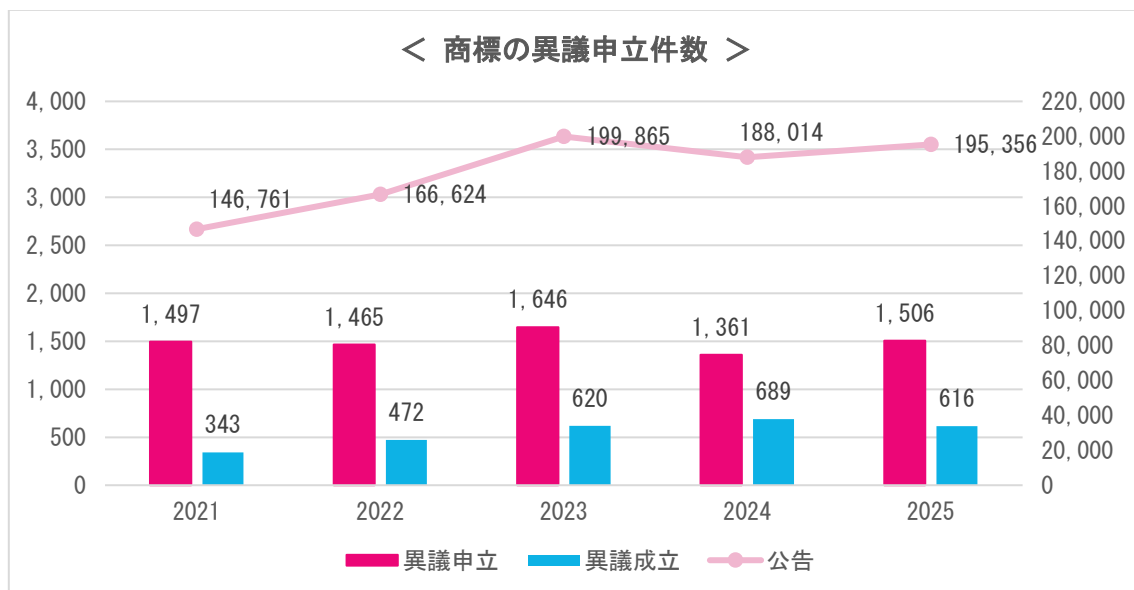
したがって、出願商標を現在使用中あるいは使用準備中である場合、優先(早期)審査を積極的に活用する必要があります。優先審査を活用する場合、約2～3ヶ月で審査結果を知ることができます。

5. 商標の異議申立統計

直近5年間(2021年～2025年)の韓国における公告商標、異議申立及び異議成立の認容現況は次のとおりです。

区分	2021	2022	2023	2024	2025
公告	146,761	166,624	199,865	188,014	195,356
異議申立	1,497	1,465	1,646	1,361	1,506
異議成立	343	472	620	689	616

※ 件数基準



※ 件数基準

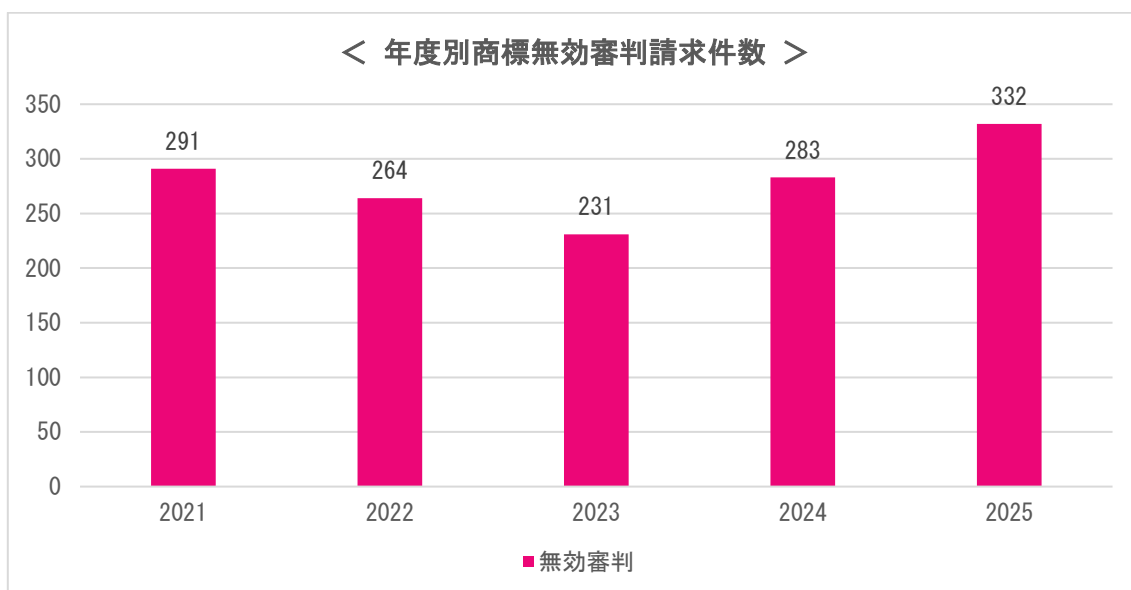
コメント： 商標異議申立の場合、出願公告件数対比異議申立件数は最近5年間似たような水準を見せています('21年：1%、'22年：0.9%、'23年：0.8%、'24年：0.7%、'25年：0.8%)。さらに、異議申立の成功率をみると '22年は32%、'23年は38%、'24年は50%、'25年は41%となっており、'21年の27%に比べ相当高くなっています。2025年7月22日から韓国では公告された商標に対する異議申立期間がこれまでの2ヶ月から30日に短縮されましたが、異議申立件数が大きく減少することはありませんでした。これは権利確保のため商標権者が他人の出願公告を常にモニタリングし、その登録を阻止するため積極的な措置を取っていることを示唆しているものと思われます。

異議申立期間が30日に短縮されたので、今後は第三者の出願商標に対するモニタリングをさらに積極的にする必要があります。

6. 年度別商標無効審判請求現況

直近5年間(2021年～2025年)の韓国における商標無効審判の件数は次のとおりです。

区分	2021	2022	2023	2024	2025
無効審判	291	264	231	283	332



コメント： 無効審判請求件数は2023年以後持続的に増加しており、2025年には332件で過去5年間で最も多い数字となりました。改正商標法により2025年7月から異議申立期間が短縮(2ヶ月 → 30日)されたため、今後無効審判件数はさらに増加する可能性があります。

ご参考までに、2025年7月発行の知識財産処知識財産統計年簿によれば、2024年の商標無効審判 283件のうち、全部認容は29%(82件)、棄却は23%(64件)となっています。

II. 直近1年間の注目すべき判例等の紹介・解説



1. 既存の有名製品の原材料をそのまま使用してリフォームする行為は、商標権侵害に該当しないと判断し、原審判決を破棄差戻した事例

(昨年本レポートにて報告した判決と関連して、上級審により下級審の判決が覆される判断が言い渡されたため、その後の内容を報告します)

[基本情報] 大法院 2026.2.26.宣告 2024ダ311181判決 [商標権侵害禁止等]

[事件の概要]

リフォーム前の製品形態	リフォーム後の製品形態
	
	

原告は登録第330235号 “” および登録第109060号 “” (以下‘本件商標’とする)を保有しており、1896年頃の創案以来、原告のかばん、財布等の商品に本件商標を使用し国内外に広く知られていた。被告は2017年頃から2021年頃まで、原告製品を購入した消費者の注文により、本件商標が外部に表示されたかばん(上記リフォーム前製品)の提供を受け、その原反、金属部品などの原材料を利用して、個数、大きさ、容積、模様、形態、機能等が異なる上記リフォーム後の製品形態のかばんや財布を製作し、一定の対価を受取って消費者に渡していた。

これに対し特許法院は2024年10月28日、リフォーム業者の商標権侵害が成立すると判示したが、大法院は2026年2月26日、リフォーム行為が商標権を侵害するとはいえないとして、原審判決を破棄差戻した。

[判断の要旨]

1. リフォーム業者が行ったリフォーム行為が商標法上の‘商標の使用’に該当し、商標権侵害が成立するか否か (原則 消極)

2. リフォーム業者がリフォーム過程を支配(主導)しながらリフォーム製品を生産・販売する等、これを自身の製品として流通させたといえるだけの特別な事情がある場合には、商標法上‘商標の使用’に該当し商標権侵害が成立するか否か (積極)

商品の所有者が個人的な目的でその商品をリフォームする場合には商標権侵害は成立しない。また、リフォーム業者が所有者からリフォーム要請を受け、それによるリフォーム行為を行い商品を返還する場合にも商標権侵害は成立しない。

しかし、リフォーム業者が一連のリフォーム過程を支配・主導しながらリフォーム製品を生産・販売する等、これを自身の製品として商取引に提供し、取引市場に流通させたと評価できるだけの特別な事情がある場合には商標権侵害が成立する。このような特別な事情の有無は、所有者のリフォーム要請の経緯と内容、リフォーム製品に提供された材料の出所、リフォーム製品の所有関係等、さまざまな事情を総合的に考慮して判断しなければならない。

[本判決に対するコメント]

本件リフォーム行為には商標権侵害が成立するとした特許法院の判決には、商標権を過度に保護し、一般需要者のリフォーム行為が制限されるというおそれがありました。

しかし、大法院の判決により、単純にブランドかばんを修繕業者にまかせて修繕したり、リフォームすることのみに対しては商標権侵害が成立しないことになりました。

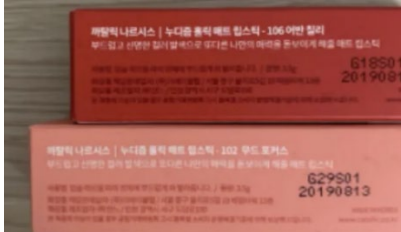
しかし、大法院はもしリフォーム業者が不正な目的で形式的にリフォーム業者であるかのようにふるまいながら、実質的にはブランド製品の原反等を直接確保し、ブランド製品を模倣した偽物を生産する場合には、商標権侵害が成立することを示唆しました。



2. 商標の類否が問題となった事件

[基本情報] 大法院 2025. 11. 20. 宣告 2024도8174 判決 [商標法違反]

[事件の概要]

登録商標	使用商標
<p>누디즘 NUDISM</p>	<p>CATALIC Narcisse Nudism Holic Matte Lipstick</p> 

被告人は、リップスティック商品に使用した本件使用商標(CATALIC Narcisse Nudism Holic Matte Lipstick)が、原告会社の本件登録商標(“누디즘 NUDISM”、指定商品：リップスティック等)と類似して、原告会社の商標権を侵害したという商標法違反を理由に起訴された。

[判断の要旨]

二文字以上の文字からなる結合商標は、その構成部分全体を基準として商標の類否を判断するのが原則である(‘全体観察の原則’)。しかし、商標の構成部分に独立して商品の出所表示機能を遂行する部分、即ち要部がある場合、適切な全体観察の結論を導き出すためには、先にその要部をもって商標の類否を判断する必要がある(‘要部の対比’)。

商標のどの構成部分が要部であるかは、その部分が周知・著名であるか否か、一般需要者に強い印象を与える部分かどうか、商標全体に高い比重を占める部分であるかどうか等の要素までもを総合的に考慮しなければならない(大法院 2017. 2. 9. 宣告 2015フ1690 判決、大法院 2018. 8. 30. 宣告 2017フ981 判決、大法院 2024. 10. 25. 宣告 2023フ11180 判決等参照)。

[本判決に対するコメント]


原審は本件使用商標の要部は‘CATALIC’部分であるとみて、本件使用商標は商標権侵害に当たらないと判断しました。しかし、大法院は‘CATALIC’部分だけでなく、‘Narcisse’部分、‘Nudism’部分もすべて本件使用商標の要部に該当し、‘Nudism’部分を対比するとき登録商標と互いに類似すると判断し、これとは異なる判断をした原審を破棄・差戻しました。

いくつかの単語を羅列した商品名において、消費者に強い印象を与える単語ひとつだけが同一であれば、商標権侵害とみなすことができるという判決が出たので、商品を発売する前には商標調査を行うことを積極的に提案します。

3. 出願商標は先使用商標の識別力を損傷させるおそれがあるとして拒絶した事例

[基本情報] 特許法院 2026. 1. 22. 宣告 2025ホ10379 判決 [拒絶決定(商)]

[事件の概要]

出願商標	先使用商標
<p>틱톡 (‘TikTok’のハングル音訳)</p>	<p>TikTok,  TikTok</p>

有名なアプリケーション“TikTok”と類似するハングル商標“틱톡”が第30類のチョコレート、ケーキ、クッキー等に出願されが、出願商標“틱톡”は有名商標“TikTok”の識別力を損傷(希釈)させるおそれがあるとして拒絶された。

[判断の要旨]

- ① 先使用商標は著名商標として強い識別力を備えている。本件出願商標と先使用商標は標章が類似し、本件出願商標の指定商品は‘チョコレート、クッキー等’の間食類だが、先使用商標が使用された本件アプリケーションにも TikToker が製菓に関するレビュー等を提供する動画をアップロードしているので、本件出願商標と先使用商標との間に連想作用が発生する可能性が高い点
- ② 出願人が本件アプリケーションの存在を知らなかったと言うことはできず、本件出願商標が先使用商標と呼称が完全に同一な点等を考慮するとき、出願人は本件出願商標と先使用商標との間における連想作用を意図したものと思われる点
- ③ 出願人は2020年12月ごろ、‘**틱톡젤리**(ティックトックゼリー)’という製品を発売したが、NAVERのブログ掲示物をみると、出願人の上記製品を先使用商標アプリケーションと関連があるものと誤認する事例が確認される点

これらを総合的に判断すると、先使用商標権者が莫大な費用と努力を投資して構築した先使用商標に対する肯定的イメージ等が希釈されるものと認められるので、本件出願商標により先使用商標が有する識別力が損傷されるおそれがあると判断するのが妥当である。

[本判決に対するコメント]

商標が非常に有名な場合、商品が非類似であっても(例：アプリケーションと菓子)拒絶される可能性があるため、商標出願時には有名商標と類似しないように留意することが望ましいといえます。

Ⅲ. 直近2年間の知財法制、審査実務等のトピックス

1. “特許庁”の“知識財産処”昇格にともなう韓国商標環境の変化

2025年10月1日、大韓民国特許庁(KIPO, Korean Intellectual Property Office)は公式的に知識財産処(MOIP, Ministry of Intellectual Property)に昇格した。今回の改編は‘庁’(office)単位機関から‘処’(ministry)単位機関に格上げするもので、これは韓国政府が国家次元で知識財産政策及びその執行、そして部署間の協業をさらに強化していく意志を示すものである。

今回の組織改編の一環として、知識財産処(MOIP)内には‘商標紛争対応課’が新設された。当該部署の新設は偽造商品、オンライン侵害、海外での韓国及び外国ブランド模倣等の各種商標紛争に対し、政府がより体系的かつ先制的に対応することができる権限を強化するためのものである。

特に、商標紛争の予防及び対応のために割当てられていた政府予算が大きく増加した。これまでは紛争予防及び対策のため約145億ウォンが割当てられていたが、2026年の予算は468億ウォンに拡大された。このような大幅な増額は正当な商標権者をより強く保護し、侵害及び偽造商品に対しより積極的に対応していくという明確な政策的転換を物語っている。

このような変化に照らしてみると、韓国政府は今後商標政策の執行において、より積極的かつ有機的なアプローチをとることが予想される。特に、正品及びブランドの権利者保護に重点を置きながら、商標関連事案において予防的措置と実質的執行成果がすべて強化される可能性が高い。

2. 盾をもつ‘ミリ’と電球をもつ‘イピ’が知識財産処の顔になる



盾をもつ守護者と輝く電球キャラクターが韓国知識財産処の公式キャラクターとしてデビューした。知識財産処(以下‘知財処’)は2026年4月9日、機関を代表するキャラクターである‘ミリ’と‘イピ’が公式活動を開始したことを明らかにした。

二つのキャラクターは職員の創意的アイデアと人口知能(AI)技術を接ぎ合わせて提出された試案の中から、内部選定手続きを経て誕生し、2025年10月の知財処の出帆以後、新たに定立された機関のビジョンを象徴する‘最初の顔’だ。

‘ミリ’は知識財産を‘ミリ’(韓国語で「事前に、予め」の意)予防し保護するという意味とともに、未来を‘ミリ(事前に)’準備するというメッセージを込め、盾をもった守護者の姿を形状化した。‘イピ’は創意的アイデアを電球で表現し、「今日のアイデアを明日の資産にする」知財処の役割を視覚化した。

二つのキャラクターは2026年3月、商標及び業務標章としての登録を終え、政策広報現場で活動できる法的基盤を備えた。今後、SNSや政策現場で聞きなれない知識財産の話を中心に面白く伝えていく役割を本格的に行っていく予定だ。

ジョン・デスン知財処代弁人は「二つのキャラクターには国民の大切なアイデアを‘ミリ’(事前に)保護し、大韓民国経済に活力を‘*イッピーゲッタ(まとわせる)’という知識財産処の固い意志を込めた」とし、「新しい名前でも活躍する知財処の力強い代弁人として大きな役割を果たすだろう」と語った。

* [イッピーゲッタは、キャラクターの‘イピ(이피)’と韓国語の動詞‘イッピーダ(입히다:着せる、まとわせる)’をかけた洒落]

3. ‘商標共存同意制’ 人気爆発…施行後6ヶ月で600余件の共存同意書受付

先に登録された同一類似する商標があっても、当該登録(出願)商標権者の同意を受ける場合、後から出願した商標人の商標登録が可能になる‘商標共存同意制’が、2024年5月1日に施行され、施行後6ヶ月(’24年5月1日～11月6日)にして600余件が受け付けられる等、人気上昇している。

その理由は、商標共存同意制を通して先登録商標権利者の同意を得られれば、これに類似する後出願商標も登録を受けて使用することができ、先登録(出願)商標により自身が使用しようとした商標の登録を受けられない企業や小規模事業者の悩みを解決することができるからだ。

実際に、商標共存同意制の施行(’24. 5. 1)からの6ヶ月間で計600余件が受け付けられ、このうち200余件が登録決定されていることから、企業・小規模事業者・個人間の商標紛争を事前に予防する効果があるものと分析されている。

日本でも同様の制度が導入されているが、日本の場合「先登録または先出願商標との出所混同のおそれのないこと」が要件とされているのに対し、韓国の共存同意制度はそのような要件なしに、先登録または先出願商標権者の承諾(同意)さえあれば登録になる点に大きな差がある。

ただし、商標と商品が完全に同一の場合には共存同意書が制限される。また、韓国では出所混同のおそれに対する審査がないことに対する補完として、共存同意をした者のどちらか一方が不正競争を目的として登録商標を使用することで需要者に商品品質を誤認させたり、他人の業務との混同を引き起こした場合には、登録商標の取消を求めることができる。(商標法第119条第1項第5号の2)

このように、共存同意書のみを提出すれば商標登録を受けることができるメリットのため、韓国に商標を出願する出願人は商標共存同意制を積極的に活用する傾向をみせている。

4. 紛争解決の合理的方案、特許審判院“審判-調停連携制度”

2025年11月16日知識財産処特許審判院は、2025年初めから“審判-調停連携制度”を本格的に推進した結果、計4件の特許審判事件が調停手続に回付され、該当事件すべてが調停成立となる成果をあげたと明らかにした。

調停：代替的紛争解決(ADR, Alternative Dispute Resolution)手段のひとつ。

第三者である調停人の助言や見解を得て解決するもので、調停成立時には裁判上の和解と同じ効力をもつ

“審判-調停連携制度”は2021年11月18日に施行された。これは特許審判院が係属中の紛争事件を当事者の同意のもとに産業財産権紛争調停委員会に回付し、審判官が調停委員として直接参与する制度であり、審判ではなく調停を通して紛争を解決できるようにする手続だ。

2025年に“審判-調停連携制度”を通して回付された事件がすべて調停成立に至ったのは、事件を担当した審判官が調停部に直接参与して技術的専門性と事件に対する理解度にもとづき公正な合意案を提示した結果と考えられている。

調停を進めるためには、必ず審判手続を経なければならないわけではなく、産業財産権紛争調停委員会に直に調停申請することもできる。民・刑事訴訟により法的争いがなされる場合、1年以上の時間が所要されることが大部分だが、調停手続の場合、数か月の間に手続が終了するので、侵害者に対する迅速な措置が可能となる利点がある。特許審判院長は「技術的争点に対する専門性と理解度が高い審判官が調停委員として参与することで、迅速な知財権紛争の解決が期待される」と語った。

5. 特許情報検索もAIで …… KIPRISに智能型秘書導入

韓国は特許情報検索サービスに智能型秘書(AI Agent)を適用し、専門家ではない一般人も簡単に特許情報を活用することができる環境構築に踏み出した。特許文書の要約と対話型検索機能を通し、技術理解と類似技術検索を支援する。

科学技術通信部と知識財産処は10日、政府大田庁舎にて‘Easy 特許情報 Agent モデル開発事業’の2年次着手報告会を開き、事業を本格的に推進すると明らかにした。

今回の事業は科学技術情報通信部の‘公共 AX プロジェクト’の一環だ。知識財産処は昨年の公募にて一般人の特許情報接近障壁の緩和を目標に、Easy 特許情報 Agent 開発課題を提案、選定した。これまで特許文書の要約とChatbot基盤の説明機能を具現してきた。

今年の2年次事業では、Agent モデル機能を拡大し知識財産情報検索サービス(KIPRIS)に適用する。利用者の水準に合わせた簡単な説明の提供と、対話型技術内容の把握、類似技術検索支援がその核心だ。

KIPRISは、国内外29ヶ国から収集した約1億4000万件の知識財産情報を無料で検索できるサービスだ。今後、弁理士に依頼する前にも韓国知識財産処が提供するKIPRISサイトを通して、さらに簡単に特許検索が可能になるものと思われる。

IV. 日本中小企業に有益な知財権関連情報

1. キャラクター会社サンリオ、知識財産処商標特別司法警察に感謝牌贈呈



知識財産処商標特別司法警察は、最近3年間('23年～'25年)で偽造キャラクター製品約35,000点を差押えたと明らかにした。当時摘発されたキャラクターはサンリオ社のハローキティ、シナモンロール、任天堂のポケットモンスター等多様であり、ヘアピン等のアクセサリ、人形、寝具類、文具類、キーホルダー等の子どもや青少年が日常生活で容易に購入できる品目が大部分を占めていた。

知識財産処商標特別司法警察はオン/オフラインで偽造商品の取締りを行っている。特別司法警察とは、特定分野又は特定地域に対しては一般警察よりも他の機関に任せの方が捜査等が効果的であると判断された場合に運営される制度であり、知識財産処の捜査官をはじめ、国土交通部鉄道警察、兵務庁捜査官、検察庁麻薬捜査官等がこれに該当する。知識財産処の特別司法警察は、大きくは商標特別司法警察と商標以外の特許・意匠権・営業秘密侵害分野に分かれている。現在商標特別司法警察はオフライン常習販売地域とSNS、オンラインショッピングモールを集中して取締り、刑事立件及び差押措置等を行っている。商標特別司法警察のキャラクター偽造商品取締りは、KC認証及び安全性確認等の手続きを経ない製品を子どもが使用することのないよう事前に遮断するとともに、子どもや青少年に正品消費を誘導することで、知識財産権の保護意識を高める点で大きな意味がある。

日本の有名キャラクター会社であるサンリオは、これまでの知識財産処の商標警察による商標権保護活動に対する感謝の意を伝えるため、2026年3月27日(金)に知識財産処を訪問して感謝牌をおくった。

サンリオ本社の岩井達郎法務部長は「韓国ファンの皆さまに愛されているサンリオキャラクターの保護に尽力いただいている知識財産処商標警察に感謝の意を表します」とし、「今後ともキャラクター産業発展のためともに努力していきたい」と語った。

キャラクターは商標または意匠として登録を受けることができる。韓国でキャラクター商品を

リリースする計画があれば、事前に商標権または意匠権を確保しておき、模倣品に対する予防をしておくことをお勧めする。

2. 偽“ブルダックラーメン”全世界的拡散にともなう正品識別の重要性強化



全世界的な人気を誇る三養食品の『ブルダックポックンミョン』が偽造商品の集中ターゲットとなり、全世界の消費者の間で‘本物のブルダック’を区別することが、ブランドかばんの真偽を判別するほどに重要な課題として浮かび上がった。中国と東南アジア市場を中心に流通されているこれらの偽物は、単なる模倣を越えてパッケージ意匠とハングル表記までを精巧に模倣したいわゆる‘S級パクリ’に進化しさまざまな混乱を引き起こしている。

本物と偽物を区別する最初の関門は包装紙印刷のディテールだ。本物にあるキャラクターは線が太く目つきがはっきりと印刷されているのに対し、中国産の偽物はキャラクターの目の大きさが微妙に異なっていたり、外郭線が潰れてぼやけているものが大多数だ。色感も決定的な識別ポイントだ。グローバルベストセラーである“カルボ ブルダックポックンミョン”は、本物のパッケージはやわらかな薄いピンク色を帯びているが、偽物は極めて高い彩度のホットピンクか黄色がまざった粗っぽい色調を使用している。

最も確実な‘本物認定’は製造国表記とロゴの確認だ。本物はパッケージの裏面にはっきりと‘Made in Korea’と三養食品の正式ロゴ、そして国内食品安全管理認証基準(HACCP)マークが付いている。これに対し偽物は‘Made in P.R.C(中国)’と表記されていたり、製造社名を‘Sam yang’と類似する‘Sanyang’または‘Bingoone’等に巧妙に偽造している。

このような偽造商品は、単に三養食品の知識財産権を侵害するという問題を越えて、検証を經ていない原料の使用による食品安全性問題までを内包している。そのため正品パッケージ偽造防止プログラムやQRコードの導入が拡大されおり、現地のオープンマーケットのモニタリングを通じた取締りの強化等、ブランド価値を死守するための対策が設けられ稼働している。

消費者は製品を購入するとき、製造国とロゴをしっかりと確認することが望ましい。また、製造社は偽造防止プログラムや正品認定QRコードを積極的に導入し、消費者の誤認混同を防ぐ必要がある。

3. 調停手続による韓貨1億ウォン(円貨約1000万円)損害賠償事件

最近韓国のオン/オフライン売場などでは、中国で製造された模倣品が広く販売されている。模倣品の精度は日を追ってあがっており、販売者も‘正品’または‘並行輸入製品’とだまされて販売し、消費者レベルでは真偽判断が難しく被害を受け、真正な権利者も販売量が減少する等の損害を被っている。

実際に日本のA社(当所顧客)製品の模倣品が発見された際、韓国代理人は侵害者に対し警告状を発送し、NAVER、Coupang 等のオンラインプラットフォームに権利侵害申告をした。権利侵害申告のためには、韓国知識財産処に登録された商標権(または特許・意匠権)の登録証の写しが必要である。また、模倣品を販売しているリンクを特定しなければならず、その他侵害を説明する資料(真正品と模倣品の比較分析資料、侵害を認めた法院の判決文等)が必要だ。権利侵害申告をするとプラットフォームは侵害者に異議申立の機会を提供するが、この異議申立に理由がない場合、侵害者がアップロードした該当コンテンツは1~2週間以内に削除される。本件侵害者は権利侵害申告にもかかわらず、Naver、Coupang 内で継続的に新しいインターネットページを開設し、模倣品の輸入・販売を続けた。



これに対し韓国代理人は侵害会社を相手取って産業財産権紛争調停委員会に調停を申請し、同申請にて日本のA社は 1) 損害賠償金1億ウォン、2) 侵害品販売の即時中断を要請した。

調停過程にて侵害者は、侵害事実を一部認めたが1億ウォン以上の利益は出なかったと主張した。しかし、韓国代理人は徹底的な調査の結果、侵害者の販売利益が1億ウォン以上であることが予想される証拠資料を提出し、調停委員会は本件損害賠償額を1億ウォンに決定した。

調停決定文は判決文と同一の効力があり、損害賠償額を支給しない場合、強制執行が可能である。

商標権者は主に侵害の中断を望むだけで、損害賠償までは望まないことがあるが、損害賠償請求は侵害者を圧迫し侵害者の侵害行為を中断させる有用な方案となるので、積極的に活用することを提案する。

4. 商品包装紙の色相を色彩商標登録して権利を保護した事例

顧客の登録商標	模倣製品
	

H社(当所顧客)はインターネットで顧客の製品の包装紙に使用している色相と同一な色相を使用して模倣品が販売されている事実を発見した。

H社は商品包装紙に使用した色相を韓国知識財産処に色彩商標として登録して保有しているため、当該登録にもとづき商標権侵害を理由に使用中断を要請する内容証明を侵害者に発送した結果、侵害品販売を中断させることができた。

このように模倣品対策として、文字商標やロゴだけでなく、色彩商標も登録を受けておく方案を考慮することができる。ただし、韓国で色彩商標の登録を受けるためには、韓国で使用していること、韓国で有名であること等が求められているので、韓国で製品販売を始めた後、ある程度有名になってから色彩商標として出願することを提案する。

[参考]




韓国商標法第2条第1項第2号によれば、“標章”とは記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラフ、動作または色彩などで、その構成や表現方式に関係なく商品の出所を表すために使用されるすべての表示を意味する。

下記のように典型的な一般商標以外にも、非典型的商標としても登録を受けることができるので、多角的に商標権を確保することを積極的に検討することを提案したい。

[一般商標]

一般 商標	
----------	--

[非典型的(新しいタイプの)商標]

<p>色彩のみ からなる 商標</p>	 (商標登録第40-1183777号)	 (商標登録第40-1917855号)
<p>立体 商標</p>	 (国際登録商標、登録第1071619号)	 (商標登録第40-1649808号)
<p>位置 商標</p>	 (商標登録第40-1031206号) (三本線の位置に対する権利を取得)	
<p>音商標</p>	 (商標登録第40-1021202号) (D b, D b, G b, D b, A b からなる音の配列で構成)	
<p>ホログラム 商標</p>	 (商標登録第41-0354050号)	
<p>動作 商標</p>	 (商標登録第40-1383204号)  (商標登録第40-1113712号)  (商標登録第40-1603919号)  (商標登録第40-2211361号)	

5. AI（人口知能）を発明者として記載し特許出願することができるか

AI(人口知能)は最近高度の発達をとげ、産業の全分野に活用されているだけでなく、科学技術の研究・開発にもAIが活用されている。しかし、その一方で、発明がAI(人口知能)の発明である場合に発明者にAI(人口知能)を記載することができるかどうか問題となっている。

韓国知識財産処は、AI(人口知能)を発明者として記載した特許出願に対する知識財産処の無効処分不服に不服して提起した行政訴訟(2022年12月)に対して、ソウル高等法院が現行法上‘人’のみが発明者として認められると判断したことを理由に、AIを発明者として認めない判決をくださった(2024. 05. 16.)。

アメリカ・ヨーロッパ・オーストラリア・イギリスでも大法院(最終法院)にて、AI(人口知能)を発明者として認めないことが確定されたが、ドイツでは大法院にて係属中であり、アジアでは上記のように韓国が初めて、2審法院であるソウル高等法院にてAI(人口知能)を発明者として認めないという判決をくださった。

しかし、これはAI(人口知能)を活用した発明自体を認めないということではない。特許法上‘人’だけが‘発明者’として記載可能なので、AI(人口知能)を活用した発明であっても、‘発明者’として‘人の名前’を記載すれば、無効とされることなく特許登録を受けることができる。